安来市広域生活バス運行委託事業プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、安来市広域生活バスの運行業務を委託するにあたり、受託事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1)業務名 安来市広域生活バス運行委託業務

(2) 契約方法 プロポーザル方式により選定したものとの随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(3)業務内容 別紙「令和6~8年度安来市広域生活バス運行委託業務仕様書」 に定めるところによる

(4) 運行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 運行場所 安来市一帯及び米子・松江市の一部

3. 参加資格

令和4・5・6年安来市物品の売買等業者有資格者名簿に登録され、かつ以下の条件 を全て満たしている法人とする。

- ① 安来市又は安来市に隣接する自治体(境港市を含む)に本社か支店又は営業所を置いている又は運行業務開始時までに支店又は営業所を置くことが出来るもの。
- ② 安来市又は他地域で、一般乗合旅客自動車運行管理業務の実績を有するもの。
- ③ 道路運送法第23条の2の規定による一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格を 有する者を3名配置出来るもの。
- ④ 道路運送車両法施行規則第31条の4の規定による整備管理者資格を有する者を3名 配置出来るもの。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑥ 安来市における市税の滞納がないこと。
- ⑦ 入札参加申請の提出期限までの間に安来市による指名停止を受けていないこと。
- ⑧ 次の各号のいずれにも該当しない者。
- (1) 破産法(平成16年法律第75号)第18条または第19条の規定に基づく破産の 申し立てがなされている者
- (2) 民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定に基づく再生手続の申立 てがなされている者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続の申し立てがなされている者

- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者若しくは これらの密接な関係を有する者
- ⑨ 入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。
 - (1) 親会社と子会社の関係
 - (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係
- (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- (4) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
- 即 共同企業体等での参加の場合、上記①~④は構成する法人のいずれかが、⑤~⑨及び物品の売買等業者有資格者名簿の登載については全ての法人が条件を満たすこと。
- 4. 参加及び関係書類の提出
 - 「3. 参加資格」を満たし、本事業に参加を希望する事業者は下記により、関係書類を 提出するものとする。
 - (1) 提出書類

○参加申込書○見積書及びその内訳書1部(様式1)1部(自由様式)

○消費税及び地方消費税納税証明書 1部(写し不可)

○安来市税納税証明書 1部(写し不可、安来市の課税があ

る場合)

○財務諸表 直近3期分 各1部

(連結対象法人は連結財務諸表、共同

企業体等は構成法人分を含む)

○企画提案書 正本1部 副本8部 (コピー可)

○その他 一般乗合旅客自動車運送事業許可証

の写し等、バス運転事業を行ってい

ると確認できるもの

(2) 提出先

〒692-8686 島根県安来市安来町878-2

安来市政策推進部地域振興課

電話 0854-23-3069

(3) 提出期限

令和5年9月11日午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

持参、郵送による

※FAX及びインターネットを使用した送付は認めない

5. 執行日程

項目	期限又は期間
実施要領等の配布	令和5年8月23日(水)~令和5年9月11日(月)
質問書の提出	令和5年9月4日(月)午後3時まで
質問に対する回答	令和5年9月6日(水)
関係書類の提出	令和5年9月11日(月)午後5時必着
参加資格の確認回答	令和5年9月19日(火)
事業者ヒアリング	令和5年10月4日(水)

6. 実施要領、参加申込書等の配布期間及び配布場所

(1)配布期間

令和5年8月23日(水)から令和5年9月11日(月) 配布時間 平日9時から17時まで(土日祝日除く)

(2)配布場所

安来市政策推進部地域振興課交通政策係

※ 上記期間中は安来市ホームページから取得可能

7. 受託予定者の選定

(1)審查委員会

受託予定者の選定は「安来市広域生活バス運行委託業務入札審査委員会」(以下「審査委員会」という。) により行う。

(2) 評価

審査委員会において、以下の点から行う

① 委託金額

参加申込時に提出された見積金額を確認し、見積金額が予定価格を上回っていれば失格とする

- ② 一般乗合旅客自動車運行管理業務実績
 - 3. 参加資格②に記載される一般乗合旅客自動車運行管理の実績について、確認できる資料の提出がない場合は失格とする
- ③ 項目提案

①及び②をクリアした事業者に対し、提案内容についてヒアリングを行った後に、 各項目で5段階評価を行い、評価配点を算出する

④ 比較評価

事業者の評価点を下記のとおり算出し、最も評価点の高かった事業者を契約予定者として選定する

(基本点 (100 点) +配点③ (20 点)) ×1,000,000÷入札額= 評価点

⑤ 単独評価

本件の応募が1者のみであった場合は、①及び②をクリアした上で、事業者ヒアリングによる評価を実施し、評価点の6割を獲得した場合、当該事業者を契約予定者として選定する

⑥ 評価結果

評価の結果について、令和5年10月下旬を目途に文書にて通知するとともに安 来市ホームページ上で公開する

8. 項目提案

(1)業務実績

過去10年以内の、同一地域での路線バス運行管理業務実施実績について

(2) 運行管理

点呼簿等の精度。運用状況について

(3) 連絡体制

市への連絡や、市からの指令に対する対応体制について

(4) 事故・クレーム対応

事故等発生時の交渉や対応体制。発生後の意見反映機能について

(5) 職員研修

運転手・点呼者への研修プログラムや体制について

(6) 車両管理

車両管理や整備の体制。経費削減が見込まれる提案について

(7)職員体制

運転手及び点呼者の配置予定、運転手のローテーションや勤務基準、事務補助員 等の配置計画について

(8) 提案

利用者増や経費削減、その他利便性の向上につながる提案について

(9)業務履行に関する安定性

天災以外の会社の規模や業況、その他の要因により運行に支障をきたす要因について

(10) 付带業務履行能力

運転・運行管理以外の仕様書が定める業務についての履行能力について

9. 質問書の提出

質問がある場合には、質問書(様式第2号)を提出すること。なお質問は質問書により行うこととし、電話等による質問は受け付けない。

- (1)提出期限 令和5年9月4日(月)午後3時まで
- (2) 提出先 安来市政策推進部地域振興課 交通政策係

- (3) 提出方法 直接持参、郵送又は電子メール
- (4) 質問書の回答

回答は、令和5年9月6日(水)までに電子メールにより回答し、回答結果については安来市ホームページで公開する

10.参加資格審査の決定通知

参加申込のあった者を対象に資格審査を行い、その結果を令和5年9月19日(火) に通知する。

11. 情報の公開

参加者、契約相手方選定の過程及び選定理由、参加者の見積金額はすべて公表する。企 画提案についても公表するが、複製は認めない(著作権は参加者に帰属する。)。

12. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加及び提案書作成等に要する費用は、提出者の負担とする
- (2) 提出された提案書等は返却しない
- (3) 提出された提案書等は、提案者の許可なく受託予定者の選定以外の目的で使用することはない
- (4) 提案書等の提出期限後の提出、差替え、変更及び追加については、認めない
- (5) 提案書等に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする
- (6) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式 自由)を提出すること